



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



SOMPO ホールディングス | Innovation for Wellbeing
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★「民間企業の気候変動適応ガイド」が公表されました

環境省は、民間企業が気候変動と事業活動との関わりについての理解を深め、気候変動適応の取組みを進める際の参考として「民間企業の気候変動適応ガイド」を公表しました。将来、気候変動の進行によって、豪雨や台風、猛暑等のリスクがさらに高まることが予測されています。民間企業が気候変動の影響を回避・軽減するためには、自らの事業活動の特性を踏まえた主体的な「適応」の取組みが望まれます。2018年6月に成立した気候変動適応法では、民間企業には「自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努める」とこと「国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努める」ことが期待されています。本ガイドでは、気候変動の事業活動への影響と適応取組の基本的な進め方や、民間企業が適応に取り組むメリット等が紹介されています。

出典：環境省「民間企業の方のための気候変動適応ガイドの公表について」
<https://www.env.go.jp/press/106606.html> (アクセス日：2019年5月9日)

★宮城県でクロマグロ小型魚の採捕停止命令が発動しました

宮城県は2019年4月26日、県内の関係漁業者に対し、2019年9月30日までの小型クロマグロの採捕停止命令を発動しました。クロマグロを保全するため、国際約束として30kg未満の小型クロマグロの漁獲量は制限されています。今回、宮城県の定める漁獲枠を超える可能性が高まったため、採捕停止命令が発動されました。小型クロマグロの採捕禁止命令を出したのは東北6県で宮城県が初めてです。採捕停止命令後にクロマグロを採捕した場合には、3年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、または懲役と罰金の両方が課されます。

出典：宮城県「くろまぐろの漁獲管理」<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suikisei/magurokanri.html>
水産庁「クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ」
http://www.jfa.maff.go.jp/yuqyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html (アクセス日：2019年5月9日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意ください。



食べ物のムダをなくそうプロジェクト

食品ロスの削減の必要性

食品ロスとは、まだ食べられるにもかかわらず、廃棄される食品を意味します。農林水産省及び環境省が平成28年度に推計した結果によると、日本では年間2,759万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち、食品ロスは643万トンと推計されています。大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮のためにも、食品ロスを減らす必要があります。

家庭での食品ロス削減に向けた取組み

食品ロスを発生させる要因の一つとして、消費者の過度な鮮度志向が指摘されています。

そのため、関係府省庁の連携のもと、消費者が食品ロスに対する認識をより高めて、消費行動を改善するような働きかけを行う目的で、消費者庁ホームページに「食べもののムダをなくそうプロジェクト」に関するページが設けられています。

同ページには、食品ロス削減に関する自治体や民間、学生の取組事例や、食品ロス削減レシピ等が掲載されています。2019年4月には、食品ロス削減啓発用冊子「計ってみよう！家庭での食品ロス（食品ロス削減マニュアル～チェックシート付～）」が掲載されました。



＜消費者庁 食品ロス削減啓発用冊子＞

食品ロスについては、平成27年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）のターゲットの1つに、2030年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれています。また、国内では、2018年6月に第4次循環型社会形成推進基本計画において、家庭から発生する食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減するとの目標が設定されました。

食品ロスに関心のある方は、まずは一週間、食品ロス削減マニュアル付属のチェックシートを参照のうえ、「いつ」「何を」「どのくらい」「どんな理由で捨てたか」を記入し、ご自身のライフスタイルを振り返り、食品ロスの削減に努めてみてはいかがでしょうか。

出典：消費者庁,食品ロスについて知る・学ぶ,

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/education/（アクセス日：2019年5月9日）

環境省,報道発表資料,平成31年4月12日,我が国の食品廃棄物等及び食品ロスの発生量の推計値（平成28年度）の公表について,

<https://www.env.go.jp/press/106665.html>（アクセス日：2019年5月9日）

消費者庁,「計ってみよう！家庭での食品ロス（食品ロス削減マニュアル～チェックシート付～）」,

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/pamphlet/pdf/pamphlet_190401_0001.pdf

（アクセス日：2019年5月9日）

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



ECOインフォメーション

持続可能な天然ゴムの生産と利用の取組み

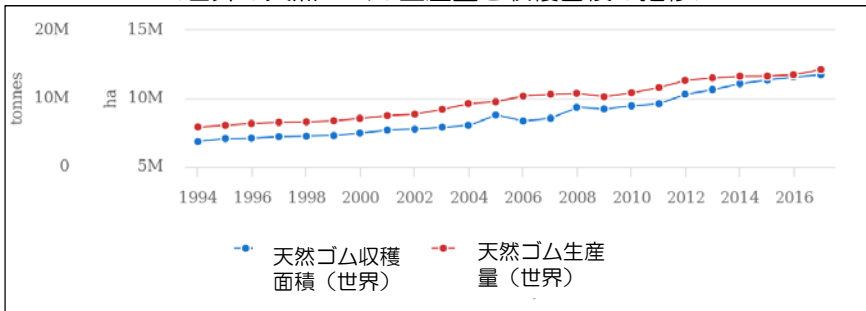
天然ゴムの生産と自然への影響

天然ゴムは、タイヤを始めとして、輪ゴムや靴底等、様々なものに利用されています。その原料は、ゴムの木から採取される樹液であり、これを加工して天然ゴムが作られています。

ゴムの木は南米のアマゾンが原産ですが、現在は世界の熱帯地域において植林が行なわれ、ゴムの原料が収穫されています。生産地は、東南アジア地域に集中しており、タイ、インドネシア、ベトナム、中国の4か国で世界の総生産の約4分の3を占めています。また、天然ゴムの生産量、消費量は年々増加傾向となっています。

天然ゴムの栽培は、現地の人々にとって貴重な収入源の一つです。一方で、ゴムの木が栽培される地域は自然の森林が残されている希少な地域でもあり、ゴム農園の開発等による、森林伐採や焼畑等は、これらの地域の森林を減少させる一要因となっています。

＜世界の天然ゴムの生産量と収穫面積の推移＞



出典：Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) - FAOSTAT - Production, Crops, Rubber, natural, 2017 をSOMPOリスクマネジメントで加工
<http://www.fao.org/faostat/en/#data> (アクセス日：2019年5月10日)

持続可能な天然ゴムの生産と利用の取組み

世界の天然ゴムの約70%がタイヤ業界で消費されていることから、これまでタイヤメーカーを始めとする自動車業界において、持続可能な天然ゴムの調達と利用方法が検討されてきました。

2018年10月には、タイヤメーカー、ゴムメーカー、加工業者、自動車メーカーやNGO等の関係者が、自然環境や地域社会に配慮した方法で天然ゴムの生産と利用を行うことを目指し、「持続可能な天然ゴムのためのグローバルプラットフォーム」を立ち上げました。

2019年3月までに日本企業を含む39の団体や企業が同プラットフォームに参加しています。同プラットフォームでは、今後、世界の天然ゴムの生産において、人権尊重の向上や土地の奪取と森林伐採の防止、生物多様性と水資源の保護、収量の向上、サプライチェーンの透明性とトレーサビリティの向上を目指し、その基準の調整に取り組んでいく計画です。

今後の持続可能な天然ゴムの生産と利用の進展が期待されます。

出典：WWFジャパン、持続可能な天然ゴムの生産と利用 <https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/378.html>
WWFジャパン、持続可能な天然ゴムのためのグローバルプラットフォーム 第一回総会開催 (アクセス日：2019年5月10日) <https://www.wwf.or.jp/activities/activity/3911.html> (アクセス日：2019年5月10日)
WBCSD Launching the Global Platform for Sustainable Natural Rubber <https://www.wbcsd.org/Sector-Projects/Tire-Industry-Project/News/Launching-the-Global-Platform-for-Sustainable-Natural-Rubber> (アクセス日：2019年5月10日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



気になるECOワード

(出所：各種資料をもとに SOMPOリスクマネジメント作成)

サステナビリティボンド

サステナビリティボンドは、環境負荷の低減および社会課題の解決に貢献するプロジェクトへの融資（または再融資）に充てられる債券です。日本では、2019年5月に、鉄道・運輸機構がサステナビリティボンド（以下「本債券」）を発行します。調達された資金は、鉄道建設プロジェクトと船舶共有建造プロジェクトに充当される予定です。本債券の特色は、環境負荷低減に資する鉄道建設や船舶の海洋汚染防止等の「環境への貢献」と、多くの人が利用できる鉄道建設や離島航路の整備等の「社会への貢献」の双方に資する点です。なお、本債券は、低炭素経済に向けた大規模投資を促進する国際NGOのCBI（Climate Bonds Initiative）の認証を、国内市場で初めて取得しています。

こども環境白書

こども環境白書は、「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」の内容を基に、小学校高学年以上の子供たちを主な対象として、今起きている環境問題を分かりやすく理解してもらうために、環境教育用の冊子として作成され、環境省から毎年発行されています。

2019年の「こども環境白書」では、実際に起こっている地球の変化として、地球温暖化、生物の絶滅、森林の減少を挙げ、これらの問題に対応する世界の取組みとして持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定を紹介しています。また、日本で起こっている人口減少・少子高齢化、気象災害、食品ロス等の問題を挙げ、豊かな暮らしや持続可能な社会に向けた地域づくりについて、資源の保全や活用、循環等の日本各地の取組みを例として紹介し、子供たちが、自分たちができることを考えるように促しています。

そらまめ君

そらまめ君は、「空をマメに監視します」というコンセプトを持つ、環境省の大気汚染物質広域監視システムの愛称です。全国の大気汚染状況について、24時間、当該ホームページで情報提供を行っています。

そらまめ君のサイトでは、大気汚染測定結果（時間値）と光化学オキシダントの注意報・警報発令情報の最新1週間のデータを地図でみるすることができます。光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質です。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になるため、注意が必要とされています。同ホームページでは、黄砂の飛来状況や、全国のPM2.5の注意喚起の実施状況についても情報発信しています。

ぶなの森ニュース

2019年6月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合せ先 TEL 0120-69-5432

（クライアントサービス第二部）

ホームページアドレス：<https://www.sjnk-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- ◆ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：おなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に**3.24%*（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。

*消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.62%*（税抜1.50%）**を乗じた額です。

運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

*消費税率が10%になった場合は、1.65%となります。

■ **その他の費用・手数料**

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

◆ **監査費用**

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00324%*¹（税抜0.0030%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円*²（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

*消費税率が10%になった場合は、*1が年0.0033%、*2が年間27.5万円となります。

◆ **その他の費用***

売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等

※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



SOMPO ホールディングス | Innovation for Wellbeing
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号
加入協会/一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。